

宇都宮市監査委員告示第8号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成20年6月9日に提出された宇都宮市長措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年8月7日

宇都宮市監査委員 五井 治夫

同 佐藤 千鶴子

宇都宮市長措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

所在地 宇都宮市若松原3丁目
名称 市民オンブズパーソン栃木
代表 高橋 信正

2 請求書の提出日

平成20年6月9日

3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市長措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

宇都宮市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により、宇都宮市議会議員が市議会の会議に出席したときは、費用弁償として日額 5,000円が支給されている。

平成20年3月定例会については、合計 1,940,000円が支給されている。平成19年6月、同年9月及び同年12月定例会についても、同様の支給がなされている。

地方自治法（以下「法」という。）第203条第3項に定める費用弁償は、「職務を行うため要する費用」を弁償するものである。これは、実費の弁償に他ならないから、その金額については「実額方式」を採るべきである。平成2年12月21日の最高裁判例は、「標準的な実費である一定の額」を支給することを認めているが、手続の煩雑さ等を考慮してこのような「定額方式」を採るとしても、実費弁償である費用弁償の趣旨を損なわない範囲の金額とすべきである。

費用弁償は実費弁償であるから、その対象は交通費に限定されるべきである。しかし、市内バスの運賃を検証したところ、日額 5,000円という金額は異常に高額である。実際の交通費を考慮せずに、漫然と高額な支給を継続してきたことは、著しく合理性を欠き、看過しがたい瑕疵がある。

費用弁償が実費弁償であるならば、日当の支給はなし得ない。そもそも、議員が市議会の会議に出席することは議員本来の職責であるにもかかわらず、議員報酬とは別に費用弁償の名目で日当の支給を受けることは、一般市民の感覚から乖離しており、その不合理性は明白である。よって、宇都宮市議会議員に対する日額 5,000円の支給は、違法・不当な公金の支出にあたる。

また、前記の条例は、実費弁償とは考えられない異常に高い金額の支給を定めたものであり、費用弁償の名目での日当の支給を認めたものであるから、法第203条により市議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱した違法な条例である。

(2) 措置請求

ア 宇都宮市長に対し、宇都宮市議会議員が平成19年6月7日から同20年6月30日までの間に市議会の会議に出席したときに、宇都宮市が支給した費用弁償の返還を求めるなど、市が被った損害を補てんするために必要な措置を講ずる旨、勧告するよう求

める。

イ 宇都宮市長に対し、上記支給の根拠となった違法な条例を改正するなど、今後の損害を未然に防止するための措置を講ずる旨、勧告するよう求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成20年6月20日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求については、法第199条の2の規定により監査委員小野里豊及び渡辺道仁は除斥となったため、監査手続には加わらなかった。

2 監査対象事項

請求内容から判断し、宇都宮市議会議員が市議会の会議に出席したときに、費用弁償として日額5,000円を支給することの違法性又は不当性を、監査対象事項とした。

3 監査対象部局

監査対象部局を議会事務局総務課及び行政経営部人事課とした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定により、平成20年7月1日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、新たな証拠の提出はなかった。

5 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成20年7月11日に議会事務局長、同次長、同総務課長、同課秘書管理グループ係長、行政経営部長、同部次長、人事課長、同課長補佐、同課給与グループ係長から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 費用弁償支給の根拠について

法第203条第3項は、「第1項の者（普通地方公共団体の議会の議員等の非常勤職員）は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」と定めている。また、同条第5項は、「報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と定めている。

本市においては、上記の規定に基づき、条例第7条第2項において「本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「本会議等」という。）に出席したときは、日額5,000円を（中略）支給する。」と定めている。なお、同規定の日額は、昭和62年に条例の一部改正により、3,000円から5,000円に増額された。

(2) 費用弁償の性格について

法第203条第1項は、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、報酬を支給しなければならない。」と定め、同条第3項は、当該議員は、「職務を行うため要する費

用の弁償を受けることができる。」と定めている。

『逐条地方自治法』によれば、「報酬」とは、議員が行う職務に対する反対給付を意味し、役務の対価であるから、費用弁償はこれに含まれない。

一方「費用弁償」とは、「実費弁償」（法第207条）と同じ意味であって、職務の執行等に要した経費を償うために支給される金銭をいう。報酬が役務の対価として「給与」に入るのに対し、費用弁償は、実費を償うという意味において「給与」には入らず「その他の給付」に含まれるものである。

議員の本会議等への出席は、常勤の職員の通勤（その住居と勤務場所との往復）とは性格が異なり、市長又は委員長の招集があった場合に限り、指定された日時・場所に参集して議会活動に参加するものであることにかんがみれば、旅行の性格を有する。したがって、それに要する費用は、常勤の職員における通勤手当ではなく、旅費の性格を有するものである。

(3) 費用弁償の支給手続について

各議員の出欠確認については、本会議にあっては議長及び議会事務局職員が、各委員会にあっては委員長及び議会事務局職員が行っている。

翌月の初日に、議会事務局の経理担当者が、各議員の出席日数を集計し、支給内訳書を作成している。同日付で支出負担行為決議書及び支出命令書を決裁（議会事務局総務課長専決）し、報酬の支給と同日（毎月21日）に支給している。

なお、受領を拒否している議員 3名分については、支給手続後、法務局に供託している。

(4) 費用弁償の支給実績について

平成19年6月から同20年5月までの本会議等出席に係る費用弁償の支給実績は、下表のとおりである。

会議開催年月	延出席人数	支給金額
平成19年	6月	305人
	7月	50人
	8月	177人
	9月	393人
	10月	19人
	11月	57人
	12月	337人
平成20年	2月	237人
	3月	388人
	5月	95人
合計	2,058人	10,290,000円

注1：延出席人数及び支給金額には、受領を拒否している議員 3名に係る分を含む。

注2：請求人が違法性・不当性を主張しているのは、平成19年6月分から同20年6月分までであるが、このうち平成20年6月分については、請求日現在では人数、金額ともに未確定であるため、除外した。

(5) 類似都市における費用弁償の支給状況について

平成20年5月1日現在の、中核市39市（本市を含む）における本会議等出席に係る費用弁償の支給状況は、下表のとおりである。

支給の有無		支給金額算定方法		支給金額等
支給している	24市	一律定額	11市	2,900円から7,000円
		定額に距離に応じ加算	7市	3,000円から6,500円に加算
		定額に交通機関運賃加算	1市	1,500円に加算
		交通機関運賃 又は距離×単価	1市	交通機関運賃実費 又は往復1キロメートルにつき37円
		距離×単価のみ	2市	往復1キロメートルにつき30円から37円
		交通機関運賃のみ	2市	交通機関運賃実費
支給していない	15市	—	—	—

(6) 費用弁償に係る市議会の動向について

平成19年6月22日、市議会において、前期からの申し送り事項であった政務調査費や議員報酬等について調査検討を行うための組織として、議会制度検討会議が設置された。

同年6月25日、総務常任委員会において、本会議等出席費用弁償の取扱いに関する陳情の審議の際に、各委員から、議会制度検討会議において検討することが望ましいとの意見が出された。これを受け、議長から議会制度検討会議会長あて諮問があり、検討事項に追加することとなったが、平成19年度は政務調査費の見直しについて、優先的に検討することとした。

平成20年6月19日、平成20年度第1回議会制度検討会議において、本会議等出席費用弁償の取扱いについて、優先的に検討していくことを決定した。

2 監査対象部局の説明

(1) 費用弁償支給の適法性について

法第203条第5項は、「報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と定めている。これを受け、本市では条例第7条第2項において、「本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したときは、日額 5,000円を、特別の必要により宿泊したときは、別表の宿泊料相当額を支給する。」と規定しているところである。

本市では、従来、議員が市議会の会議に出席するために要した費用を弁償するための規定はなかったが、昭和58年、法の趣旨や当時の県内各市、全国の県庁所在地及び近隣市の支給の状況等を総合的に勘案した結果、定額方式による費用弁償の規定を設け、同年4月から支給することとしたものである。

また、支給の対象となる会議についても、法に定められた会議に限定していることから、費用弁償の支給事由自体になら違法性はないものである。

(2) 定額方式の適法性について

議員の本会議等出席費用弁償については、その性格上、旅費に準じた取り扱いをすることになるが、実費弁償の建前からすれば、本来は現実に必要とされた一切の経費を弁償しなければならない。

しかし、その要した経費が、本当にその職務の執行等に要した費用か否かの判定は容易なことではない等のことから、本市では、現在、他の多くの自治体が採用し費用弁償の支給方法としては通例とされている、定額方式を採用しているところである。

費用弁償については、本来、実際の証拠書類に基づいて職務の執行等に要した経費を償還しようとするいわゆる証拠方式の方が、その建前に即しているところではあるが、この方式のもとでは、証拠書類の確保が必要となり、また、使用した経費が、実際に議会等の出席のための費用であるか否かの判定も必要となるなど、議員や議会事務局の事務担当者の手数を増加させることになる。

一方、定額方式は、標準的な実費額を基礎として計算された定額を支給しようとする方式であり、機械的に計算するわけであるから、手続的には簡素であり、事務的経費が節約できるなどの合理的な手法といえる。

また、平成2年最高裁判例においても「(法第203条の)費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解す」とされていることから、費用弁償の方法として定額方式を採用していること自体になんら違法性はないものである。

(3) 支給額の合理性について

本市における、議員の本会議等出席費用弁償の制度は、昭和58年に日額 3,000円として規定されたものであるが、昭和62年には日額 5,000円に改正したところである。

制定当初の日額 3,000円は、当時のバス運賃及びタクシー料金並びに当時の条例の別表に定める議員の日当相当額を参考に、本会議等への出席に要する標準的な必要経費を設定したものである。

昭和62年の改正では、県及び他の類似都市の支給の状況等を総合的に勘案し、所要の改定を実施したところである。

すなわち、現行の日額 5,000円の本会議等出席費用弁償については、自宅等から議場等までのバスや鉄道の公共交通機関、タクシー又は自家用車を使用した場合の交通費、本会議等の出席に伴う昼食代や諸雑費の日当相当分がその構成要素であり、平成2年最高裁判例における「実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱い」の範囲内にあるものといえる。

また、他の類似都市の支給の状況と照らし合わせてみても、当該額が異常に高い金額とはいえず、社会通念上実費弁償の建前を損なうほどに不合理であるとはいえないものである。

3 監査委員の判断

宇都宮市議会議員が本会議等に出席したときに、費用弁償として日額 5,000円を支給することの違法性又は不当性について検討する。

(1) 定額方式の適法性について

法第203条第3項は、普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる旨を規定し、また、同条第5項は、その費用弁償の額及び支給方法は、条例で定めなければならない旨を規定している。

ここでいう「費用の弁償」とは法第207条にいう「実費弁償」と同じ意味であって、職務の執行等に要した経費を償うために支給される金銭をいう。したがって、本来的には、現実に要した費用、すなわち実費を対象として弁償すべきものである。

しかしながら、費用の中には実費の算定が困難なものもあり、また、個々の支出に

ついて議員に証拠書類の確保を要求し、議会事務局の事務担当者にもその確認の負担を負わせることとなると、手続が煩雑になり、経費を増大させる結果にもなりかねないことから、それに代わる合理的な方法として、あらかじめ支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱い(定額方式)を採用することも許されると考える。このことは、平成2年12月21日の最高裁判決においても、認められているところである。

したがって、費用弁償の方法として定額方式を採用していることには、何らの違法性も認められない。

(2) 支給事由の適法性について

定額方式を採用する場合、いかなる事由を支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、条例を定める議会の裁量判断にゆだねられているということは、前記の最高裁判決でも認められている。

本市においては、条例第7条第2項において、議員が「本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したときは、日額 5,000円を支給する」と定めている。

議員は、市役所等一定の場所に出勤して職務を行う常勤の職員と異なり、平素は自宅に在って議員活動を行っているが、市長又は委員長長の招集があった場合に限り、指定された日時・場所に参集するものであり、条例は、このように議員がその職務を遂行する場合を支給事由と定めるものであるから、支給事由自体は適法であると考えられる。このことは、堺市の市議会議員が本会議等に出席した際に日額 1万円を支給することの是非が問われた平成14年9月27日の大阪地裁判決においても、認められているところである。

したがって、当該条例の支給事由には、何らの違法性も認められない。

(3) 支給金額の妥当性について

日額 5,000円という支給金額については、交通費及び日当がその構成要素であり、他の中核市が定める支給金額と比較しても特に高額であるとはいえないから、議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱あるいは濫用したものと断ずることはできない。

請求人は、「即ち、法203条3項が認めている費用弁償とは、給与所得者一般に認められている非課税給付であるところの『一定の場合の旅費や通勤手当』に限定されるべきであり、それ以外の支給は報酬に含まれるはずであって、費用弁償として支給することのできないものである。」と主張しているが、「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」という法の規定の趣旨にかんがみれば、交通費のみならず本会議等出席に要する費用の全てが弁償の対象となり得ると考えるべきであり、交通費の他に日当が含まれることには、何らの不当性も認められない。このことは、前記大阪地裁判決においても「交通費、日当、事務経費はいずれも解釈上、本件条例（堺市議会議員その他の報酬等に関する条例）の費用弁償に含まれ得る」とされているところである。なお、「日当」という用語は、一般的には、労務の対価として支払われる給与（賃金や報酬等）の支払形態のうち、月単位で支給される月給や時間単位で支給される時給とは異なり、日単位で支給されるもの（日給）の意味で用いられることが多いが、法令上の用語としては、実費弁償の性質を有する旅費の1種として用いられていることは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定

からも明らかである。

また、請求人は、「議員が議会の会議へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、その都度、仕事の質や成果、働き振りに関係なく日額 5,000円の支給を受けることは、「報酬の二重取り」であり、議員のお手盛りの弊害・既得権益であると言わざるを得ない。」と主張している。しかしながら、「報酬」とは、議員が行う職務に対する反対給付を意味し、役務の対価であるのに対し、「費用弁償」は、職務の執行等に要した経費を償うために支給される金銭をいうから、「報酬の二重取り」であるとの主張は、根拠がないと考える。

4 結論

以上、宇都宮市長に対し、宇都宮市議会議員が平成19年6月7日から同20年6月30日までの間に市議会の会議に出席したときに、宇都宮市が支給した費用弁償の返還を求めるなど、市が被った損害を補てんするために必要な措置を講ずるとともに、上記支給の根拠となった違法な条例を改正するなど、今後の損害を未然に防止するための措置を講ずる旨、勧告するよう求めるとの請求は理由がないものと判断し、本件を棄却する。

第4 付記

本会議等出席に係る費用弁償を受ける権利は、法第203条第3項において認められた公法上の権利であり、また、その支給事由や支給金額については、議会の裁量判断に委ねられているところであるが、当該費用弁償については、現在、議会制度検討会議においてそのあり方について検討がなされているところである。

(以下、請求人から提出された請求書原文を掲載する。)

2008(平成20)年6月9日

宇都宮市監査委員 殿

宇都宮市長措置請求書

住所 宇都宮市若松原3丁目

請求人 市民オンブズパーソン栃木

代表 高橋 信正

第1 請求の趣旨

宇都宮市が宇都宮市議会議員に対し、平成19年6月7日から平成20年6月30日までの間に宇都宮市議会の会議に出席した場合に費用弁償として支給した日額 5,000円は、違法・不当な公金の支出であるので、宇都宮市長に対し、宇都宮市が宇都宮市議会議員になしたかかる違法不当な支出により宇都宮市が被った損害につき、支出額相当額の返還を求めるなど損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 宇都宮市議会議員の費用弁償規定

宇都宮市議会議員は、地方自治法（以下法という。）203条1項、5項、宇都宮市議会議員の報酬等に関する条例（以下条例という。）第2条に基づき、月額 670,000円の報酬を支給されているが、別途、同法203条3項、5項、同条例第7条に基づき、市議会の会議に出席したときに費用弁償として日額 5,000の支給を受けている。

2 費用弁償の支給状況

宇都宮市は、50名の宇都宮市議会議員に対し、議会の会議への出席の度に日額 5,000円を支給している。

平成20年3月に開かれた定例会における支給状況は、別紙事実証明書2のとおりであり、合計 1,940,000円が支給されている。

ただし、3名の市議会議員は受取りを拒否し供託をしている。

本件請求から1年を遡ってみても、平成19年度は、6月定例会、9月定例会、12月定例会において同様の支給がなされている。

3 宇都宮市内の交通実費

宇都宮市議会議員が市議会の会議に出席するために要する交通実費について検証した場合、参考となる市内バスの運賃は次のとおりである。

宇都宮関東バス

宇都宮駅～県庁前

片道 100円

柳田車庫～県庁前	片道 470円
城山地区市民センター～県庁前	片道 440円
石那田～県庁前	片道 770円

4 本件支出の違法・不当性

(1) 費用弁償の意義

議員に対する日額 5,000円の支給は、法203条3項にいう「職務を行うために要する費用」にはあたらない。同条例は法203条3項の解釈を誤ったものというべきである。

ア 費用弁償とは、法207条にいう「実費弁償」と同じ意味であり、職務の執行に要した経費を償うため支給される金銭をいう。費用弁償は、実費の弁償に他ならないから、費用を要した都度、その実費を計算し、その弁償を受ける「実額方式」を採るのが建前である。

仮に、手続きの煩雑さ、経費の増大等といった「実額方式」の短所を考慮し、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するときに一定額を費用弁償として支給する「定額方式」を採ることが許されるとしても、それは社会通念上、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲においてのみである。

イ 宇都宮市議会議員が費用弁償として支給されている日額 5,000円は非課税扱いとされているが、費用弁償とは、「実費弁償」たる本来の性質からして、所得税法第9条1項第5号及び施行令20条の2の範囲内に支給される交通費に限定されるべきである。

所得税法上、給与所得者に対しては、同法9条1項4号ないし6号において「一定の場合（職務を遂行するために勤務地を離れて旅行する場合など）の旅費や通勤手当」等につき非課税所得とする旨定めている。

即ち、法203条3項が認めている費用弁償とは、給与所得者一般に認められている非課税給付であるところの「一定の場合の旅費や通勤手当」に限定されるべきであり、それ以外の支給は報酬に含まれるはずであって、費用弁償として支給することのできないものである。

(2) 裁量の逸脱・濫用

費用弁償は「実費弁償」であるところ、宇都宮市が議員の市議会の会議への出席に際して、実際に掛かる交通実費を考慮することなく、議員の既得権益という考慮すべきでない事情から、漫然と高額な支給を継続してきたことは、著しく合理性を欠き、看過しがたい瑕疵があり、裁量を逸脱・濫用した違法・不当な公金支出というべきである。

また、同条例は、法203条により宇都宮市議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱・濫用した違法な条例である。

ア 「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許される」（最判平成2年12月21日）ものと解されているところ、「標準的な実費」とは、上記のとおり、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲の金額である。

また、費用弁償の実費弁償たる性質からして、費用弁償として日当の支給はなし得

ない。そもそも、会議への出席は議員本来の職責であるところ、議員報酬とは別途に日当を支給する合理性はない。

イ 議員に支給される日額 5,000円の算定方法は、別紙事実証明書2のとおりである。

議員の会議への出席は、議員本来の職責であり、会議への出席は勤務地への通勤と評価されるべきであるが、宇都宮市職員は自動車等で通勤する場合には通勤手当として距離に応じて月額 2,000円から 55,000円の支給を受けている。これに対して、宇都宮市議会議員は、1日の出席だけで最低でも 5,000円を支給されているのである。

費用弁償の実費弁償たる性質からして、費用弁償の名目で日当を支給することは許されない。

議員が議会に出席した場合に費用弁償として支給が許される「標準的実費」とは、いわゆる「通勤手当」である。宇都宮市職員の「通勤手当」支給金額と比較すると、宇都宮市議会議員が「通勤」するに際し支給される金額は異常に高額であることは明らかである。

現在、費用弁償は全国的に見直しが図られており、北海道では昨年10月までに、道内35市のうち31市が廃止を決定している。（事実証明書1）

議員が議会の本会議及び委員会へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、議員報酬の他に日額 5,000円の支給を受けているということは、一般市民の感覚からは乖離しているものと言うほかなく、支給の不合理性は明白である。

ウ 宇都宮市長は、執行機関の長の基本的義務として、長は「自らの判断と責任において」事務の誠実な管理と執行をしなければならない。（法138条の2） また、本件条例の公布後本件支出までの間に、法149条5号の「会計を監督する」権限を行使して違法支出にならぬよう是正措置を講ずることができたのに、これを行使しなかった。

エ 宇都宮市議会は、法203条3項で認められた費用弁償の実費弁償たる意義を一切考慮することなく、いわば「お手盛り」で、費用弁償の名目での日当の支給を認める条例を定めた。

本条例は、法203条3項に反し、実費の弁償とはおよそ考えられない異常に高い金額の支給を定めたのであり、議会の裁量権の限界を超えた違法な条例である。

以上のとおり、宇都宮市議会議員に対する日額 5,000円の支給は違法・不当な公金支出にあたる。

5 結論

議会がその議員の報酬を定めるのは、いわばお手盛りであり、不当に高額な報酬を定めることが懸念される。事実、宇都宮市議会議員は、月額 670,000円という市民の目から見れば極めて高額な報酬を支給されている。更に、政務調査費や費用弁償の名目で実質的な報酬を支給されているのである。

議員が議会の会議へ出席する際に支給される日額 5,000円は、その金額からしても交通費実費を大きく超え、費用弁償としての支給を基礎付ける必要性・合理性を著しく欠いている。そもそも、十分な報酬及び政務調査費を得ている議員に対し費用弁償を行う必要性はないのである。仮に支給するにしても交通費等の実費支給によるべきである。

議員が議会の会議へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、その都度、仕事の質や成果、働き振りに関係なく日額 5,000円の支給を受けることは、「報酬の二重取り」「出面取り」であり、議員のお手盛りの弊害・既得権益であると言わざるを得ない。

よって、地方自治法第242条1項、4項に基づき、宇都宮市長に対して、違法不当な支出により宇都宮市が被った損害につき、支出額相当額の返還を求めるなど損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求め、別添の事実証明書を添えて本請求に及ぶ次第である。

第3 事実証明書

- 1 事実証明書1 日刊政経記事（2008年1月21日付け）
- 2 事実証明書2 宇都宮市議会平成20年3月定例会費用弁償支給額一覧

以上

添付資料（略）